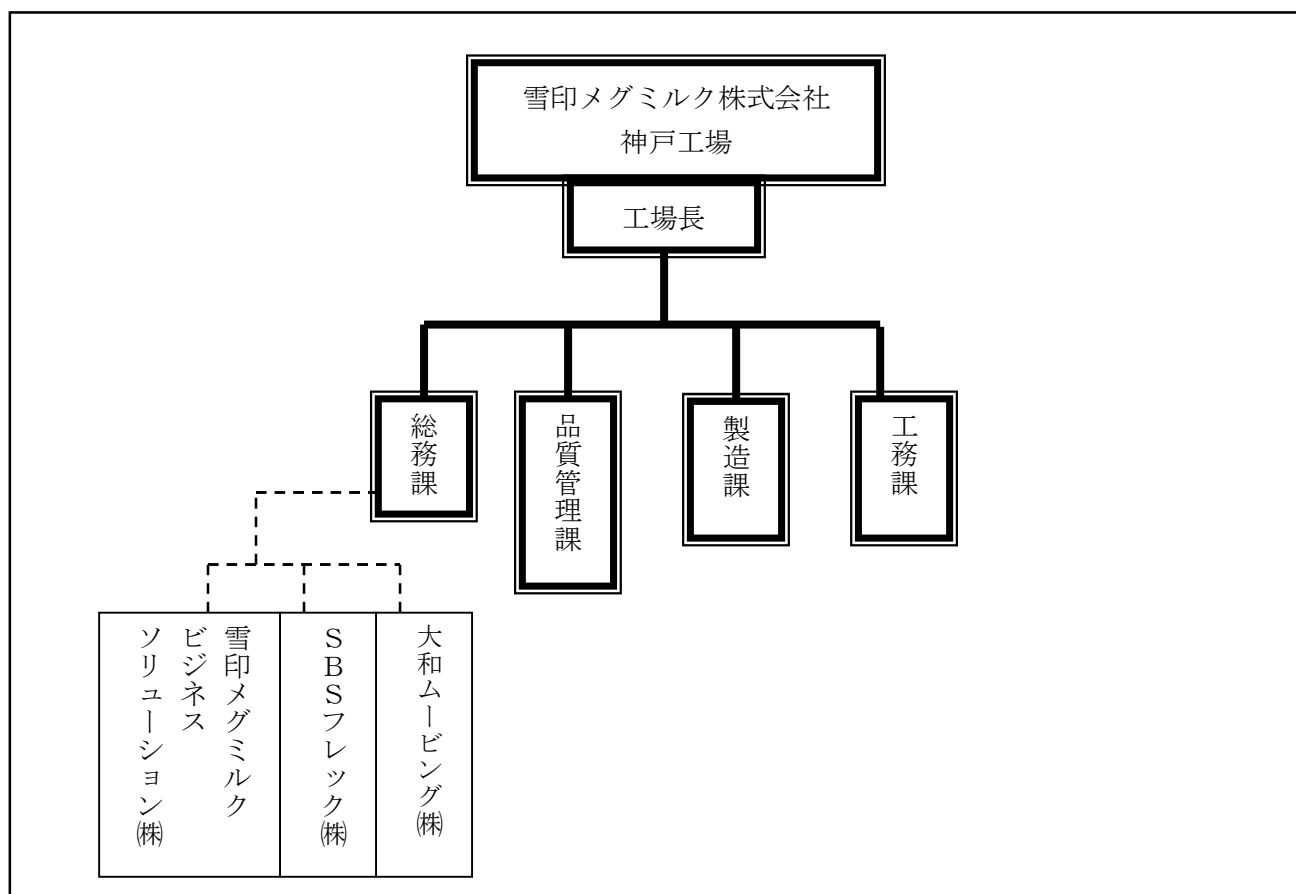


環境保全計画書

1. 環境保全に関する組織の現況

当社、神戸工場における環境管理体制を下記組織図に示します。



各課	環境保全担当者 課長・主任	①年間環境保全計画に沿った活動項目の実施 ②年間環境保全計画の見直し及び次年度計画策定 ③環境保全に関する教育及び訓練
----	------------------	---

2. 環境方針

私たち雪印メグミルクグループは、自然の恵みから生まれるミルクを中心として事業活動と地球環境の共生を目指します。そのために、「雪印メグミルクグループ 企業行動憲章」に基づき、「雪印メグミルクグループ 環境方針」をここに定め、持続可能な資源の有効利用に努めます。

1) 法令の遵守

環境法令・条例および自主基準を遵守し、法改正などに迅速に対応します。

2) 環境への配慮

重要課題(マテリアリティ)を特定し、KPI を達成する事で、限りある資源の有効利用、温室効果ガスや廃棄物の排出抑制、リサイクル・リユースに継続的に取り組みます。

3) 環境意識の向上

環境保全に対する自覚を持つとともに、環境教育を積極的に促進します。

4) 生物多様性の保全

事業活動において、資源を持続可能な形で利用することで、生物の多様性を保全し、未来の社会づくりに貢献します。

5) 環境情報の開示

環境情報を積極的に開示し、透明性のある環境保全活動に努めます。

3. 令和7年度の重点取り組み目標・計画

当社では事業活動の環境負荷低減を目指し、令和7年度重点課題を設定して取り組んでいきます。

(ア) 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の減量及び再資源化

<目標>

- ① 廃棄物発生量の前年比で1%以上の削減を目指します。
- ② 廃棄物リサイクル率98%以上を目指します。
- ③ 食品リサイクル率95%以上を目指します。

(イ) 省エネルギーの推進

<目標>

- ① エネルギー原単位の前年比で1%以上の削減を目指します。
- ② 効率運転による電力量削減を目指します。
- ③ 用水使用量の前年使用量以下を目指します。

(ウ) 環境管理システムの推進

- ① ISO14001「環境マネジメントシステム」を管理、推進します。

(エ) 地球温暖化防止対策

- ① CO₂総排出量の前年比で1%以上の削減を目指します。
- ② 全社目標としてCO₂総排出量の基準年度比(2013年度)で2030年度に50%以上の削減を目指します。

前年度（2024年度）電気・燃料使用量、CO₂排出量並びに2025年度目標

活動の区分	燃料等の種類	単位発熱量 (MJ)	前年度 (2024) 使用量等	今年度 (2025) 使用予定量	単位	排出係数	排出量(t)	
						kg-CO ₂ /MJ	前年度 (2024) 実績	今年度 (2025) 予定
	L P G	50.1	184	182	kg	0.0598	0.551	0.545
	都市ガス	40	855,690	847,133	m ³	0.0513	1,757	1,739
電気事業者から供給された電気の使用	一般電気業者	8.64	7,745,892	7,668,433	kWh	0.419	3,245	3,212
合計							5,002.551	4,951.545

目標達成のために講ずる措置・対策（中長期計画）

工 程	計画内容
高効率電動機	今後導入する電動機は高効率電動機を採用する（随時）。
照明設備	今後導入する照明器具は LED 等の省エネ設備を採用する（随時）。
用水設備	設備点検を実施し、漏れ調査及び修理を実施する。 適切な運用方法の見直しを行い、用水量を減らす。
蒸気配管	設備点検を実施し保温不良、未実施箇所の保温、 及びスチームトラップ点検し不良であれば交換する。 省エネ型のスチームトラップへ更新する。
CIP 設備	最終濯ぎ水の再利用による節水を実施する。
圧縮空気設備	設備の効率的な運用を行い、消費電力を削減する。エアー漏れ調査し修理を実施する。
排水設備	処理水の水質状態によって処理方法を調整し、消費電力を削減する。
ボイラー設備	台数制御方法の見直し（運転台数の削減）により消費燃料を削減する。

4. 公害防止対策に係る計画

4-1 公害防止対策の目標及び目標値

	目 標
大気汚染防止対策	◆「大気汚染防止法」、「大気汚染防止法第 4 条第 1 項の排出基準に関する条例（兵庫県条例）及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。 ◆表 1 に記載するばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値を遵守する。 ◆大気汚染防止法に規定するばい煙、（ばいじん、窒素酸化物）粉じん、有害大気汚染物質の年間総排出量を把握し、前年度の排出量より削減するように努める。
水質汚濁防止対策	◆「水質汚濁防止法」、「水質汚濁防止法第 3 条第 1 項の排出基準に関する条例（兵庫県条例）」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」等の法令の規定を遵守する。 ◆表 2 に記載する排出水の水質にかかる目標値及び表 3 に記載する汚濁負荷量の総量規制に係る目標値を遵守する。 ◆海域の富栄養化対策に資するため、第 8 次総量規制及び兵庫県の定めた窒素及び磷の規制値を遵守するよう窒素及び磷の総排出量の削減に努める。 ◆有害物質等による土壌及び地下水汚染の未然防止に努める。

騒音防止対策	◆「騒音規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。 ◆周辺地域の環境維持のため、監視を定期的に行い規制基準を遵守する。
振動防止対策	◆「振動規制法」及び「環境の保全と創造に関する条例(兵庫県条例)」に定める基準を遵守する。
産業廃棄物の適正処理・発生抑制	◆「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令の規制を遵守し、廃棄物の適正処理を行なう。 ◆廃棄物の発生量を抑制すると共に、再利用を促進する。

表 1-1. ばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値

施設名	排出口最大許容濃度目標値	
	大気汚染防止法等の法令で排出規制のある項目	
		有害物質
	ばいじん [mg/N m ³]	窒素酸化物 [ppm]
ボイラー設備 (小型貫流)	適用無し	適用無し (目標 60)

表 1-2. 事業所全体としての大気汚染物質の年間総排出量に係る目標値

項目	2021 年度 実績	2022 年度 実績	2023 年度 実績	2024 年度 実績	2025 年度 目標	2024 年度 対比
窒素酸化物	0.220 t / 年	0.212 t / 年	0.207 t / 年	0.176 t / 年	0.174 t / 年	前年比 99%以下
ばいじん	0.00 t / 年	0.00 t / 年	0.00 t / 年	0.00 t / 年	0.00 t / 年	前年維持

表 2-1. 排水水に係る水質目標値（有害物質項目）

項 目			目標値(mg/L)	備 考	
				目標値の根拠 法令等基準値との関係	定期的測 定の実施
法 令 排 出 基 準 設 定 項 目	有 害 物 質 項 目	1	鉛及びその化合物	0.03 以下	神戸市排水基準値
		2	シアン化合物	0.7 以下	神戸市排水基準値
		3	有機リン化合物	0.7 以下	神戸市排水基準値
		4	鉛及びその化合物	0.1 以下	神戸市排水基準値
		5	六価クロム化合物	0.35 以下	神戸市排水基準値
		6	砒素及びその化合物	0.1 以下	神戸市排水基準値
		7	総水銀	0.005 以下	神戸市排水基準値
		8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	神戸市排水基準値
		9	ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	神戸市排水基準値
		10	トリクロロエチレン	0.1 以下	神戸市排水基準値
		11	テトラクロロエチレン	0.1 以下	神戸市排水基準値
		12	ジクロロメタン	0.2 以下	神戸市排水基準値
		13	四塩化炭素	0.02 以下	神戸市排水基準値
		14	1,2-ジクロロエタン	0.04 以下	神戸市排水基準値
		15	1,1-ジクロロエチレン	1 以下	神戸市排水基準値
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 以下	神戸市排水基準値
		17	1,1,1-トリクロロエタン	3 以下	神戸市排水基準値
		18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 以下	神戸市排水基準値
		19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 以下	神戸市排水基準値
		20	チウラム	0.06 以下	神戸市排水基準値
		21	シマジン	0.03 以下	神戸市排水基準値
		22	チオベンカルブ	0.2 以下	神戸市排水基準値
		23	ベンゼン	0.1 以下	神戸市排水基準値
		24	セレン及びその化合物	0.1 以下	神戸市排水基準値
		25	ほう素及びその化合物	10 以下	神戸市排水基準値
		26	ふっ素及びその化合物	8 以下	神戸市排水基準値
		27	アンモニア、アンモニウム化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 以下	神戸市排水基準値
		28	1,4-ジチサン	0.5 以下	神戸市排水基準値

表 2-2. 排水水に係る水質目標値（生活環境項目）

項 目				目標値(mg/L)	備 考		
					目標値の根拠 法令等基準値との関係	定期的測 定の実施	
法令 排 出 基 準 設 定 項 目	生 活 環 境 項 目	29	水素イオン濃度		5.8～8.6	神戸市排水基準値	○
		30	生物化学的酸素要求量(BOD)		最大 100 以下	神戸市排水基準値	○
					日間平均 80 以下	神戸市排水基準値	○
		31	化学的酸素要求量(COD)		最大 90 以下	神戸市排水基準値	○
					日間平均 70 以下	神戸市排水基準値	○
		32	浮遊物質質量(SS)		最大 130 以下	神戸市排水基準値	○
					日間平均 100 以下	神戸市排水基準値	○
		33	ノルマルヘキサン抽出量	鉱油類	5 以下	神戸市排水基準値	
				動植物油脂類	15 以下	神戸市排水基準値	○
		34	フェノール類		5 以下	神戸市排水基準値	
		35	銅		3 以下	神戸市排水基準値	
		36	亜鉛		2 以下	神戸市排水基準値	
		37	溶解性鉄		10 以下	神戸市排水基準値	
		38	溶解性マンガソ		10 以下	神戸市排水基準値	
		39	クロム		2 以下	神戸市排水基準値	
		40	大腸菌数(CFU/ml)		500CFU/ml 以下	神戸市排水基準値	○
		41	窒素化合物		最大 120 以下	神戸市排水基準値	○
					日間平均 60 以下	神戸市排水基準値	○
		42	磷含有量		最大 16 以下	神戸市排水基準値	○
					日間平均 8 以下	神戸市排水基準値	○

表 3. 汚泥負荷量の総量規制に係る目標値

項目	排水系統名	目標値 [kg/日]	目標値の根拠 (法令等基準値との関係等)
化学的酸素要求量 (COD)	乳製品	49.17	法定上限値と同じ
	雑排水	0.38	法定上限値と同じ
	事業所全体として合計	49.55	法定上限値と同じ
窒素	事業所全体として	29.55	法定上限値と同じ
燐	事業所全体として	5.595	法定上限値と同じ

4-2 目標達成のために講ずる処置・対策

目標項目		目標達成のために講ずる措置
大気汚染防止対策	ばい煙、粉じん、有害大気汚染物質の排出量抑制及び監視	◆ばい煙発生施設の設置、又は更新をする場合は、低N O_x 仕様の機器を検討採用する。 ◆貫流ボイラの定期的な排ガス測定による監視を継続し、表1の「ばい煙発生施設からの排出規制に係る目標値」を遵守する。
	ばい煙の排出規制の遵守	◆「県窒素酸化物総量指導指針」に基づき、N O _x 発生量を抑制する。
水質汚濁防止対策	排出水の水質管理及び汚濁負荷の総量管理を行なう 第9次総量規制の推進 (窒素・燐の排出量の削減)	◆第9次水質総量規制基準により定められた規制値を遵守すると共に継続した監視を行ない、排出量の削減に努める。 ◆第9次水質総量規制基準値 窒素 : 29.55kg/日 燐 : 5.595kg/日 COD : 49.55kg/日 ◆排水処理施設の適正な運転管理を行ない、安定稼働の維持に努めると共に表5の「排出水の汚染状態測定計画」に基づき継続した監視を行なう。
騒音対策	法令等の基準の遵守	◆騒音規制法、県環境条例に定められた規制基準を遵守すると共に特定施設の設置、更新の場合は低騒音型機器の導入を検討採用する。 ◆騒音測定により監視を定期的に行なう。結果として周辺地域の生活環境に著しく影響を及ぼしていると認められる場合、遮音壁の設置、建築物遮音性能の向上等の措置を行なう。 ◆規制基準値(第3種区域、第4種区域-5dB)を遵守する。 昼間(AM 8:00～PM6:00) : 第3種 60dB 以下 第4種(-5dB) 65dB 以下 朝夕(AM 6:00～AM8:00) (PM6:00～PM10:00) : 第3種 65dB 以下 第4種(-5dB) 65dB 以下 夜間(PM10:00～AM6:00) : 第3種 50dB 以下 第4種(-5dB) 55dB 以下

目標項目		目標達成のために講ずる措置
振動対策	法令等の基準遵守	◆振動規制法、県環境条例に定められた規制基準を遵守すると共に特定施設の設置、更新の場合は低振動型機器の導入を検討採用する。 ◆振動測定により監視を定期的に行なう。結果として周辺地域の生活環境に著しく影響を及ぼしていると認められる場合、原因と思われる対象への措置を行う。 ◆規制基準値（第2種区域、第2種区域-5dB）を遵守する。 昼間(AM 8:00～PM7:00)：第2種 65dB 以下 第2種(-5db) 60dB 以下 夜間(PM19:00～AM8:00)：第2種 60dB 以下 第2種(-5db) 55dB 以下
悪臭対策	法令等の基準遵守	◆悪臭防止法に定められた規制基準、神戸市悪臭防止対策指導細目による指導目標値(臭気濃度)を遵守する。 ◆臭気測定により監視を定期的に行なう。結果として周辺地域の生活環境に著しく影響を及ぼしていると認められる場合、原因と思われる対象への措置を行う。 ◆規制基準値（第3種区域）を遵守する。 第3種 臭気指数 18 以下
産業廃棄物対策	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の法令の遵守	◆産業廃棄物を委託処理する際には「廃掃法」に基づき契約書の締結、管理票（マニフェスト）制度の実行、現地確認等で監視を継続的に行ない、法を遵守する。 ◆特別産業廃棄物にあつては、保管・処理の基準を遵守し、記録を保存し、所在を明確にする。
	廃棄物の発生抑制・再利用	◆廃棄物の分別を徹底し、再利用、再使用を推進する。 ◆環境負荷低減を目指し、廃棄物の減容化、消滅化、発生抑制方法を検討し、実行する。

4-3 公害防止対策に係る調査・測定計画

表 4. 排出ガス中のばい煙濃度等測定計画

	測定項目	測定頻度	測定個所	測定方法
1	窒素酸化物の濃度 及び排出量	1 回／3 年	ボイラー設備	JIS K 0104-1984
2	ばいじんの濃度	1 回／5 年	ボイラー設備	JIS Z 8808-1995

表 5. 排出水の汚染状態測定計画

	測定項目	測定頻度	測定個所	測定方法	備考
生活環境項目 法令排水基準 設定項目	1 水素イオン濃度 (pH)	(1 回／日)	総合排水口	簡易測定法	
		1 回／年	総合排水口	JIS K 0102-1998	
	2 生物化学的酸素要求量 (BOD)	1 回／年 (2 回／月)	総合排水口	JIS K 0102-1998	
	3 化学的酸素要求量 (COD)	1 回／年	総合排水口	JIS K 0102-1998	
		1 回／時	放流口	簡易測定法 (UV 法)	最大値及び日負荷量
	4 浮遊物質 (SS)	1 回／年 (2 回／月)	総合排水口	昭和 46 年 環境庁告示 第 59 号	
	5 n-ヘキサン抽出物質 (動植物油脂類含有量)	1 回／年 (2 回／月)	総合排水口	昭和 46 年 環境庁告示 第 64 号	
	6 窒素含有量	1 回／時	放流口	JIS K 0102-1998	最大値及び日負荷量
	7 燐含有量	1 回／時	放流口	JIS K 0102-1998	最大値及び日負荷量
	8 大腸菌数	1 回／年 (2 回／月)	総合排水口	昭和 37 年 厚、健令 1 号	

※ () : 自社測定回数

5. 公害防止対策以外の環境保全に係る計画

5-1 環境保全活動

	分 野	項 目	詳細目標
1	事務所、食堂等での一般廃棄物の適正処理・減量化	コピー用紙の使用量削減	両面コピー、Nアップ印刷推進
		空缶・紙パックなどの分別回収	分別表示、従業員教育
		一般廃棄物の発生量削減	廃棄物分別マニュアル配布、職場での分別指導
2	自社製品、資材等の再利用・再資源化のための回収の推進	再生紙の使用促進	コピー用紙の再生紙使用
3	再生製品等の使用	グリーン品購入推進	可能な限り実施
4	包装及び梱包の合理化	包装材、梱包材の再資源化	容器類のリサイクル化
5	自動車対策	無用なアイドリングストップ推進	構内車両のアイドリング禁止(保冷車除く)
6	従業員教育	①廃棄物分別、省エネルギー推進 ②推進緊急事態訓練	①職場目標の設定と継続的改善 ②汚濁物質の漏洩、流出を想定した訓練実施(年1回以上)
7	地域社会への参画	①工場内外の清掃活動 ②地域清掃活動参加	①1回/月実施 ②定期的参加(年2回目標)